

最高人民法院による越境訴訟当事者のためのオンライン立案サービス提供に関する若干の規定

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-286341.html>

最高人民法院による越境訴訟当事者のためのオンライン立案サービス提供に関する若干の規定（仮訳）

外国の当事者が同等の便宜かつ効率的な立案サービスを享受させるために、「中華人民共和國民事訴訟法」「最高人民法院による人民法院登記立案に関する若干の問題に関する規定」などの法律と司法解釈に基づき、人民法院の業務実務と結びつけ、本規定を制定する。

第1条 人民法院は越境訴訟当事者のためにオンライン立案手引き、照会、委託代理ビデオ証言、登記立案サービスを提供する。

本規定でいう越境訴訟当事者には、外国人、香港特別行政区、マカオ特別行政区（以下、香港・マカオ特区と略称）と台湾地区の住民、常駐居所が国外或いは香港・マカオ・台湾地区にある中国本土の公民及び国外或いは香港・マカオ・台湾地区に登録した企業と組織を含む。

第2条 越境訴訟当事者のためにオンライン立案サービスを提供する事件の範囲には第一審民事、商事の起訴を含む。

第3条 人民法院は中国モバイルマイクロ法院（訳注：2018年より開始した裁判所に出頭なく遠隔オンラインでの裁判をいう）を通じて越境訴訟当事者のためにオンライン立案サービスを提供する。

第4条 越境訴訟当事者が初めてオンライン立案を申立てる場合、訴訟受理法院はまず身分検査を実施しなければならない。身分検査は主に国家移民管理局の出入国証明書の身分認証プラットフォームなどでオンライン検証を実施する。オンライン検査ができない場合、訴訟受理法院はオンラインで当事者の身分証明書と公証、

認証、転送提出（転送递交）、照会（確認のための送信、寄送核驗）などの身分証明書類を手作業で検査する。

身分検査結果は3営業日以内にオンラインで越境訴訟当事者に通知しなければならない。

第5条 越境訴訟当事者は身分検査の実施するために訴訟受理法院にオンラインで以下に掲げる資料を提出しなければならない：

(1) 外国人はパスポートなどを自分の身分を証明する証明書として提出しなければならない。企業と組織は身分証明書と当該企業と組織を代表して訴訟に参加する者が代表として訴訟に参加する権利があることの証明書を提出しなければならない。証明書は所在国の公証機関で公証するとともに当該国駐在の中国領事館或いは大使館で認証しなければならない。外国人、外国企業及び組織の所在国と中国とに外交関係が確立されていない場合、当該国の公証機関で公証し、中国と外交関係のある第三国に駐在の領事館或いは大使館で認証し、更に中国の第三国に駐在の領事館或いは大使館で認証を受けることができる。例えば、中国が外国人、外国企業と組織の所在国と締結或いは加盟する国際条約、公約中に具体的な証明手続きの具体的な規定がある場合、その規定に従う。但し、中国が保留を宣言した条項は除く。

(2) 香港・マカオ特区の住民は香港・マカオ特区の身分証明書或いは香港・マカオの住民居住証、香港・マカオの住民の本土通行証などを自分の身分証明書として提出しなければならない。企業と組織は身分証明書と当該企業と組織を代表して訴訟に参加する権利があることの証明書を提出しなければならない。証明書は本土で認可された公証人の公証とともに中国法律サービス（香港）有限公司或いは中国法律サービス（マカオ）有限公司の押印で転送提出しなければならない。

(3) 台湾地区の住民は台湾地区の身分証明書或い

は台湾住民居住証、台湾住民の本土通行証などを自分の身分証明として提出しなければならない。企業と組織は身分証明書と当該企業と組織を代表して訴訟に参加する権利があることの証明書を提出しなければならない。証明書類は兩岸公証書を使用し査証ルートで手続きしなければならない。

(4)常駐居所地が国外或いは香港・マカオ・台湾地区の中国本土の公民は中国公安機関が発行した住民身分証、戸籍簿或いは一般パスポートなどを自分の身分を証明する証明書とするとともに、就労ビザ、常住証など国内或いは香港・マカオ・台湾地区で合法的に連続して1年以上居住している証明資料を提出しなければならない。

第6条 身分検査を通過した越境訴訟当事者は、中国本土の弁護士に代理訴訟を委託し、訴訟受理法院にオンラインビデオ証言を申立てることができる。

オンラインビデオ証言は裁判官がオンラインで開始し、裁判官、越境訴訟当事者と受託弁護士の三者が同時にオンラインで見える。越境訴訟当事者は中国の公用語を使用或いは翻訳者を配置しなければならない。裁判官は受託弁護士とその所在する弁護士事務所の委託行為が越境訴訟当事者の真実の意思の表示であるか否かを確認しなければならない。裁判官はビデオ証言においては、越境訴訟当事者、受託弁護士の関連委任状への署名、公証、認証、転送提出などの手続きを行う必要がない。オンラインビデオ証言後、受託弁護士はネット上での立案、ネット上での支払いなどの事項を行うことができる。

オンラインビデオ証言の過程はシステムに自動的に保存される。

第7条 越境訴訟当事者がオンライン立案を申立てる場合、オンラインで以下に掲げる資料を提出しなければならない：

- (1) 起訴状；
- (2) 当事者の身分証明及び相応の公証、認証、転送

提出、照会などの資料；

- (3) 証拠資料。

上記の資料は中国の公用文字或いは相応の資格のある翻訳会社の翻訳を使用しなければならない。

第8条 越境訴訟当事者が代理人に訴訟を委託し訴訟を実施する授權委託資料には以下に掲げるものを含む：

(1) 外国人、外国企業と組織の代表者が中国国外で署名した授權委任状は、所在国の公証機関で公証するとともに当該国駐在の中国領事館或いは大使館で認証しなければならない。所在国と中国とに外交関係が確立されていない場合、当該国の公証機関で公証し、中国と外交関係のある第三国に駐在の領事館或いは大使館で認証し、更に中国の第三国に駐在の領事館或いは大使館で認証を受けることができる。中国国内で署名した授權委任状は、裁判官の証言のもとで署名或いは本土の公証機関で公証しなければならない。中国が外国人、外国企業と組織の所在国と締結或いは加盟する国際条約、公約中に具体的な証明手続きの具体的な規定がある場合、その規定に従う。但し、中国が保留を宣言した条項は除外する。

(2) 香港・マカオ特区の住民、香港・マカオ特区の企業と組織の代表者が中国本土以外で署名した授權委任状は、本土で認可された公証人の公証とともに中国法律サービス(香港)有限公司或いは中国法律サービス(マカオ)有限公司の押印で転送提出しなければならない。中国国内で署名した授權委任状は、裁判官の証言のもとで署名或いは本土の公証機関で公証しなければならない。

(3) 台湾地区の住民が中国本土以外で署名した授權委任状は、兩岸公証書を使用し査証ルートで手続きしなければならない。中国国内で署名した授權委任状は、裁判官の証言のもとで署名或いは本土の公証機関で公証しなければならない。

(4) 常駐居所地が国外の中国本土の公民が国外から授權委任状を郵送或いは委託する場合、中国の当該国

駐在の中国領事館或いは大使館で必ず証明されなければならない。領事館或いは大使館がない場合、中国と外交関係のある第三国に駐在の領事館或いは大使館で認証し、更に中国の第三国に駐在の領事館或いは大使館で認証を受ける、或いは現地の愛国華僑団体で認証を受ける。

第 9 条 訴訟受理法院はオンライン立案申立の受領後、以下に掲げる処理を行わなければならない：

(1) 法律規定に合致している場合、速やかに登記立案する；

(2) 提出した訴状と資料が要件に合致しない場合、当事者に一度限り 15 日間以内の補正を通知しなければならない。当事者は 15 日以内に資料の補正が難しい場合、訴訟受理法院に補正期限 30 日間の延長を申立てることができる。当事者が指定期間内に要求に従い補正しない、または補正期限の延長を申立てていない場合、立案資料は返却処理とする；

(3) 法律規定に合致しない場合、オンラインで資料を返却するとともに、具体的理由上げで説明することができる；

(4) 法律規定に合致するか否か直ぐに判定できない場合、7 営業日以内に立案の可否を決定しなければな

らない。

越境訴訟当事者はオンラインで処理の進捗と立案結果を確認することができる。

第 10 条 越境訴訟当事者が提出した立案資料に以下に掲げる内容のものが含まれる場合、受訴法院はこれを登記立案しない：

- (1) 国家の主権、領土保全と安全を害するもの；
- (2) 国家の統一、民族の団結と宗教政策を破壊するもの；
- (3) 法律法規に違反し、国家機密を漏洩し、国家の利益を損なうもの；
- (4) 他人を侮辱、誹謗し、人身を攻撃、悪口雑言、誹謗中傷を実施し、法院の告知を経てもまだ改めず拒否する場合；
- (5) 提訴事項が人民法院の管轄範囲に属さないもの；
- (6) その他法律規定に適合しない起訴であるもの。

第 11 条 その他の訴訟事項は、「中華人民共和國民事訴訟法」の規定に基づき処理する。

第 12 条 本規定は 2021 年 2 月 3 日より施行する。

注:上記翻訳は参考までの仮訳であり当方が責任を負うものではありません、原文でのご確認をお願いします。